

明星通信 よくある修得パターン

教育職員免許法第6条別表第8 (中学校⇒小学校)

懂れていた
先生は
いましたか？

明星通信で教員になる。



教育職員免許法第6条別表第8の適用により 教員免許状を取得する

<注意>

本資料は、教育職員免許法第6条の適用により教員免許状取得を目指す方が、本学において単位を修得をする場合に、一般的に修得が必要とされる科目（単位数）を示したものです。

- ・教育職員免許法第6条の適用可否については、本学で判断いたしかねます。必ず教員免許状申請先、または勤務先の所在する都道府県教育委員会へ事前に確認を行ってください。
- ・教員免許状申請先の都道府県により、修得が必要な科目（単位）が異なる場合があります。同法令の適用可否と併せて、履修科目（単位）の内訳等の詳細についても、確認・履修相談を行ったうえで出願してください。都道府県教育委員会に確認を行わず、本資料に基づいて単位修得をした場合でも、教員免許状の取得を保証するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

■ 別表第8に基づき、本学で必要単位を修得する場合 中学校教諭免許状を基礎免許状として、小学校教諭2種免許状を取得

※『2026年度大学案内・学生募集要項』P124～125より抜粋

別表第8 (抜粋)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
所要資格 受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	第2欄に定める各免許状を取得した後、当該免許状又は第1欄に定める免許状に係る学校(これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部を含み、幼稚園には幼保連携型認定こども園を含む。)における主幹教諭等(主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師をいう。)として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第2欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数
小学校教諭2種免許状	幼稚園教諭普通免許状	3	13
	中学校教諭普通免許状	3	12
中学校教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	3	14
	高等学校教諭普通免許状	3	9
高等学校教諭1種免許状	中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。)	3	12

希望する校種(第1欄)に隣接した校種の教員免許状を所持している方が対象となります。

教員免許状の取得には、定められた勤務経験(第3欄)および単位数(第4欄)の修得が必要です。

※この法令の適用により取得される免許状は、2種免許状のみです。

[教育職員免許法施行規則第18条の2] (抜粋)

免許法別表第8に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする 免許状の種類	有することを 必要とする 学校の免許状	最低修得単位数						
		教科に関する 専門的事項に関する 科目	各教科の 指導法に 関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等に関する科目				大学が独自 に設定する 科目
				道徳の理論 及び指導法	生徒指導の 理論 及び方法	教育相談（カウンセ リングに関する基礎的 な知識を含む。） の理論及び方法	進路指導及 びキャリア 教育の理論 及び方法	
小学校教諭 2 種 免許状	幼稚園教諭 普通免許状		10	1	2			
	中学校教諭 普通免許状		① 10		② 2			
中学校教諭 2 種 免許状	小学校教諭 普通免許状	10	2		2			
	高等学校教諭 普通免許状		2	1	2			4
高等学校教諭 1 種 免許状	中学校教諭 普通免許状（2 種 免許状を除く。）		2		2			8

法定では

①「各教科の指導法に関する科目」より10単位 ※備考に注意事項あり

②「生徒指導の理論及び方法」

「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」

「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3区分を満たすように2単位

合計12単位の修得が定められています。

■ 別表第8に基づき、本学で必要単位を修得する場合 中学校教諭免許状を基礎免許状として、小学校教諭2種免許状を取得

小学校教諭免許状

(S実施方法について) は対面スクーリング は遠隔(オンライン)スクーリング
(¥)：受講方法でSRを選択する場合にかかる費用

別表第8

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		科目コード	本学開講科目名	単位	受講方法	スクーリング 受講費
科目区分	各科目に含めることが必要な事項					
教科及び教科の指導法に関する科目	① 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	国 語(書写を含む。)	PB2112 初等国語科教育法(書写を含む)	2	RTorSR	(¥11,000)
		社 会	PB2120 初等社会科教育法	2	RTorSR	(¥11,000)
		算 数	PB2130 初等算数科教育法	2	RTorSR	(¥11,000)
		理 科	PB2140 初等理科教育法	2	RT	
		生 活	PB2150 初等生活科教育法	2	RT	
		音 楽	PB3030 初等音楽科教育法	2	RTorSR	(¥11,000)
		図画工作	PB3040 初等図画工作科教育法	2	RTorSR	(¥11,000)
		家 庭	PB3050 初等家庭科教育法	2	RT	
		体 育	PB3060 初等体育科教育法	2	RTorSR	(¥11,000)
		外国語	PB2155 初等英語科教育法	2	RT	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	②	道徳の理論及び指導法	PA3110 道徳の理論と指導法 ^{*1}	2	RTorSR	(¥11,000)
		生徒指導の理論及び方法	PA3130 生徒指導・進路指導 ^{*2}	2	RTorSR	(¥11,000)
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	PA3140 教育相談の基礎と方法 ^{*2}	2	RTorSR	(¥11,000)

※1 幼稚園教諭免許状所持者が小学校教諭免許状を取得する場合に必要です。

※2 免許法施行規則に定める科目区分「生徒指導の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」をすべて満たすよう都道府県教育委員会より指導を受けた場合は、「生徒指導・進路指導(PA3130)」「教育相談の基礎と方法(PA3140)」の2科目を登録してください。

【備考】(前略)各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、小学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等のうち5以上の教科の指導法に関する科目(幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。)についてそれぞれ2単位以上を、(中略)修得するものとする。

① 「初等●●科教育法」より **5科目(10単位)** 選択

注意

左下の【備考】に記載のとおり、中学校教諭免許状を基礎免許とする場合は「初等●●科教育法」のうち、ご自身が所持する免許状に相当する教科の指導法を除いた科目を履修する必要があります。

(例：中学校教諭(数学)を基礎免許状とする場合「初等算数科教育法」以外から5科目(10単位)の履修が必要)

② 「生徒指導・進路指導」
「教育相談の基礎と方法」

2科目(4単位) 必須

※③ 「生徒指導の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」の3区分について、法定では2単位のところ、本学では2科目(4単位)の履修が必要です。

**法定では12単位のところ、本学では
7科目(14単位)の履修が必要です。**